

令和８年１０月１日以降に豊川市ゆうあいの里南障害者生活介護施設を利用する者から豊川市ゆうあいの里南障害者生活介護施設の指定管理者である社会福祉法人豊川市社会福祉協議会が徴収する利用料金の額を別紙のとおり承認した。

令和８年１０月１日

豊川市長 竹 本 幸 夫

別紙

豊川市ゆうあいの里南障害者生活介護施設利用料金表

利用者の区分		利用料金	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第２１条第１項の規定による障害支援区分の認定を受けた者	区分１又は区分２	１日につき	円 ５１３
	区分３	１日につき	５６３
	区分４	１日につき	６２９
	区分５	１日につき	９０８
	区分６	１日につき	１，２１４
法第２１条第１項の規定による障害支援区分の認定を受けていない者		１日につき	５１３

備考

- 利用者が豊川市ゆうあいの里南障害者生活介護施設（以下「施設」という。）を契約後初めて利用した日から起算して３０日以内の期間における利用の場合は、この表の利用料金の額に３０円を加算する。
- 利用者が人員配置体制加算のサービスを受けた場合は、この表の利用料金の額に３１０円を加算する。
- 利用者が常勤看護職員配置等加算のサービスを受けた場合は、この表の利用料金の額に８４円を加算する。
- 利用者が福祉専門職員等配置加算のサービスを受けた場合は、この表の利用料金の額に２１円を加算する。
- 利用者が送迎加算のサービスを受けた場合は、片道につきこの表の利用料金の額に３８円を加算する。
- 利用者が欠席時対応加算のサービスを受けた場合は、この表の利用料金の額に９４円を加算する。
- 利用者が入浴支援加算のサービスを受けた場合は、この表の利用料金の額に８０円を加算する。
- 利用者が重度障害者支援加算のサービスを受けた場合は、この表の利用料金の額に５０円を加算する。
- 利用者が支払うべき利用料金は、１月につきこの表に規定する利用料

金の額（前各項の規定により加算された額を含む。）の１月分の合計額に１０００分の１０１８を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

- １０ 施設における便宜の供与に対し、法第２９条に規定する介護給付費及び第３０条に規定する特例介護給付費の支給が行われたときは、前項の規定により算出した利用料金の額から当該介護給付費及び特例介護給付費による負担の額に相当する額を控除して得た額を利用者の負担する額とする。